

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2 月27日
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 長南 収
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷 1 丁目 4 番13号
【電話番号】	(0 3) 3 4 8 6 - 3 3 3 1
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷 1 丁目 4 番13号
【電話番号】	(0 3) 3 4 8 6 - 3 3 3 1
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年2月24日開催の当社第104回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年2月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の新たな事業展開に備えるため、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、中島周、古舘正史、勝山忠昭、井上伸雄、長南収、齋藤謙吾、竹村茂樹、逸見良則、佐藤誠也、濱千代善規、内田和成、および漆紫穂子を選任する。

第3号議案 取締役賞与支給の件

平成28年度末時点の社外取締役を除く取締役11名に対し、取締役賞与総額83,170,000円を支給する。

第4号議案 一般財団法人 キューピーみらいたまご財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

第三者割当により自己株式の処分を行う。

第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	1,215,217個	586個	1,723個	98.7%	可決
第2号議案					
中島 周	1,203,509個	13,772個	257個	97.8%	可決
古舘 正史	1,213,910個	3,371個	257個	98.6%	可決
勝山 忠昭	1,213,948個	3,333個	257個	98.6%	可決
井上 伸雄	1,213,940個	3,341個	257個	98.6%	可決
長南 収	1,212,740個	4,541個	257個	98.5%	可決
齋藤 謙吾	1,213,954個	3,327個	257個	98.6%	可決
竹村 茂樹	1,213,954個	3,327個	257個	98.6%	可決
逸見 良則	1,213,859個	3,422個	257個	98.6%	可決
佐藤 誠也	1,213,920個	3,361個	257個	98.6%	可決
濱千代 善規	1,213,962個	3,319個	257個	98.6%	可決
内田 和成	1,215,689個	1,592個	257個	98.7%	可決
漆 紫穂子	1,215,760個	1,521個	257個	98.8%	可決
第3号議案	1,211,419個	5,983個	137個	98.4%	可決
第4号議案	990,136個	225,679個	1,723個	80.4%	可決
第5号議案	947,425個	268,400個	1,723個	77.0%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

なお、出席した株主の議決権の数には、会社法第311条第2項および第312条第3項の定めに基づき、書面および電磁的方法による本株主総会前日までの事前行使分も含んでおります。

- ・第1号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第3号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上